

平成 29 年 5 月 8 日

各位

リーディング証券株式会社
代表取締役社長 崔 榮仁

株主割当増資に係る基準日の設定及び有価証券届出書提出のお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 2 日開催の取締役会において、別添「有価証券届出書」記載のとおり、株主割当により発行される株式の募集（「株主割当増資」）を行うことを決議し、本日（平成 29 年 5 月 8 日）付官報において、平成 29 年 5 月 23 日最終の株主の皆さまを株主割当増資の対象とする旨の基準日設定の公告を行いましたので、お知らせいたします。

なお、株主割当増資の対象となる株主の皆さまへのご案内（通知書面及び目論見書等）の発送は、平成 29 年 6 月 2 日を予定いたしております。

<本件に関するお問合せ先>
リーディング証券株式会社
経営企画部
電話 (03) 4570-2119 (代表)

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月2日

【会社名】 リーディング証券株式会社

【英訳名】 Leading Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 崔 榮仁

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目8番8号

【電話番号】 03-4570-2119(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 部長 勝間田 英樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目8番8号

【電話番号】 03-4570-2119(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 部長 勝間田 英樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 206,229,762円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 リーディング証券株式会社 龍ヶ崎支店
(茨城県龍ヶ崎市字寺後3585番地の4)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,809,033株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式は100株となっております。

- (注) 1. 平成29年5月2日(火曜日)付での書面による取締役会決議によるものであります。
2. 発行数については、申込状況により変動する可能性があります。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	1,809,033	206,229,762	103,114,881
その他の者に対する割当	—	—	—
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	1,809,033	206,229,762	103,114,881

- (注) 1. 平成29年5月23日(火曜日)最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式1株につき0.41株の割合をもって、平成29年6月21日(水曜日)を割当日として新株式を割り当てます(ただし、割当ての結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。)
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、103,114,881円であります。
3. 「発行数」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」は、失権株式が生じた場合には減少いたします。
4. 募集の目的及び理由
今回の資金調達は、前年度に起きた顧客の信用取引による多額の決済損に対する不足金(立替金)830百万円の発生により毀損した当社財務基盤の強化と収益力の強化を図り、収支改善を図るために執り行うものであり、具体的理由は、次に掲げるとおりです。

① 法による財務基盤安定の要請

金融商品取引業者は、法第46条の6第2項に基づき自己資本規制比率を120%以上に維持することが求められております。同条1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第179条第1項及び第4項により、同比率が140%を下回ったときは同比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書を、また、同比率が120%を下回ったときは同比率を回復させるための具体的措置に関する計画書を添付して関東財務局長に届け出る必要が生じます。万一、これら定められた自己資本規制比率を維持できない場合、当社は、業務停止等を命じられる可能性もあります。

また、法第29条の4第1項第4号及び第5号ロにより、第一種金融商品取引業でいわゆる元引受けを行う者(幹事会社となる有価証券の元引受けを行う場合以外)の最低資本金額及び純財産額は5億円とされております(金融商品取引法施行令第15条の7第1項2号及び第15条の9第1項)。内閣総理大臣は、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の純財産額がこの金額に満たない場合には、当該金融商品取引業者の登録を取り消し、第30条第1項の認可を取り消し又は6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ(法52条第1項第3号)。

これらの法令が要請する財務基盤安定の必要性に加え、経営管理の観点から実質的に考慮しても、自己資本規制比率が相当程度低下している場合には、同比率を維持する必要性からリスクを恐れるあまり積極的に収益を追求することが困難となり、重要な収益機会を逸する可能性が高まります。その結果、当社の営業活動に支障を来し、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 自己資本規制比率維持等の観点からの必要性

上記のとおり、当社の現況は、前年度の赤字決算に伴い平成28年9月末の純資産額が487百万円となり、自己資本規制比率が150.7%まで低下しております。現状において120%を下回る具体的なおそれはないものの、今後の収支状況次第では同比率の140%割れ(法令に基づく届出義務の発生)のリスクが顕在化する可能性があるものと判断しております。また、同日現在の純財産額については、純資産額に金融商品取引責任準備金を加えた509百万円となっており、元引受けを行うために必要な5億円をかるうじて超える状況であり、財務基盤の強化は喫緊の重大な課題となっております。

上述のような状況を打破するため、自己資本規制比率の200%台までの回復及び純財産額の増加を目的として、本第三者割当増資によって資金を調達することは合理的な経営判断と考えられ、その必要性が認められるものと判断いたします。

③ 営業面での収益増加の観点からの必要性

当社では、上記の財務状況の厳しさに加え、平成27年11月30日を検査基準日とした証券取引等監視委員会検査の結果、平成28年6月14日付にて業務改善命令を受けたことから、金融機関、同業及び外資系証券会社等との取引に支障が生じ、営業面での機会損失が発生しております。

このような状況の下で投資家及び顧客からの信用性を回復するには、まず自己資本を充実させて証券会社(第一種金融商品取引業者)の健全性の目安とされる自己資本規制比率200%台を回復することが重要です。しかる後に、体質の強化とリスク許容量の拡大により、外債販売等にかかる商品の仕入・保有資金等として活用し、投資家ニーズに沿った商品提供を行い収益拡大に繋げて参ります。

さらに、純財産額5億円の維持により、元引受業務の継続が可能となることから、プライマリー業務においても活発に業務推進を図って行くことができるため、営業面での収益増加の観点からも本第三者割当増資には必要性が認められます。

④ 第三者割当増資による資金調達の未達成

当社は、平成29年2月13日付で^①有価証券届出書を提出し、株式会社ランキャピタルマネジメント(東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル21階、代表取締役 時 慧)(以下「ランキャピタル社」といいます。(注))を割当予定先として、募集金額200,001,600円の第三者割当増資(以下「前第三者割当増資」といいます。)を実施いたしました。しかし、前第三者割当増資の払込期間の末日までにランキャピタル社から払い込まれた金額が19,995,600円にとどまったことから、上記①から③までに至る資金調達の必要性は、本有価証券届出書提出日(平成29年5月2日)現在においても、引き続き、当社が解決すべき課題として残存しております。前第三者割当増資の実施に際して、当社は、ランキャピタル社が資金を有していることの確認を行ってまいりましたが、ランキャピタル社の事務ミスにより、払込予定金額の10分の1程度の調達額となってしまいました。

ランキャピタル社は、同社が平成29年2月13日付で提出した公開買付届出書(並びに平成29年2月15日付及び平成29年3月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書を含みます。)に基づき、当社普通株式に対する公開買付け(以下「前公開買付け」といいます。)を実施し、前第三者割当増資において同社が引き受けた当社株式と合わせて、後記「第三部 [追完情報]」に記載のとおり、39,190個の議決権(総議決権数に対する割合88.82%)を有する当社の筆頭株主兼親会社であり、当社の経営安定のため追加の資金調達が必要であるとの認識を当社と共有し、前第三者割当増資において予定していた募集金額に相当する出資を行う意思を有しております。

⑤ 株主割当増資を実施する理由

当社が非上場会社であることから、当社株式を売却する機会は、非常に限定的であります。しかしながら、ランキャピタル社が実施した前公開買付けに応募せず、引き続き当社株主であることを選択した株主さまが多数存在していることに鑑みれば、当社が採用すべき資金調達の方法は、それら株主さまの利益を損なう恐れのある第三者割当増資ではなく、株式の希薄化を回避することができると考えられる株主割当によるべきであるとの判断に至りました。

(注)ランキャピタル社は、日本の企業に対し中長期的観点からの経営支援型企業投資を行うことを目的としております。同社は、中国国内の機関投資家^②^③本集^④有限公司(英語名To-Win Capital Group(以下「TWCG」といいます。なお、TWCGは東アジア及びロシア一円にて金融・証券投資を主な業務とし、業務は保険、証券、プライベートエクイティ等の分野をカバーしております。))の支配株主(温曉東氏)が全額出資して設立したTo-Win Investment Limitedから全額の出資を受けて、平成27年8月28日に日本において設立されました。同社は、TWCGからコミットメントラインによる融資等による資金提供を受けて日本国内企業・事業に係る有価証券又は不動産等の資産に対する投資を目的とする会社であり、その事業内容は、以下のとおりです。

1. 有価証券の取得、投資、保有及び運用
2. 不動産の取得、所有、処分及び賃貸
3. 不動産売買、仲介、賃貸、管理及びその他不動産に関するコンサルタント業務
4. ホテル・レストランの経営
5. 前各号に付帯関連する一切の業務

同社は、中長期的スパンで投資を行い、敵対的買収を行わず、投資先法人の経営者と一丸となって企業価値を向上させることにフォーカスし、また、投資先法人の海外進出、事業基盤の拡大も全面的サポートする方針に基づいて事業を行っているとのことです。同社は、これまでに、名古屋証券取引所セントレックス市場に上場している株式会社エスポア（証券コード3260）のほか国内非上場会社数社の主要株主になっております。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
114	57	1	自 平成29年6月19日(月) 至 平成29年6月20日(火)	1株につき 114	平成29年6月21日(水)

- (注) 1. 株主割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 申込方法は、申込期間内に「株式申込証」に申込証拠金を添えて、後記、申込取扱場所に申し込むものとします。
3. 申込証拠金(1株につき114円)を払込期日(平成29年6月21日)に新株式払込金に振替充当します。
4. 申込期間内に申込がない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅します。
5. 申込証拠金に利息はつきません。
6. 発行価格の決定の根拠

本株主割当増資は、上記「(1)募集の方法 (注)4. ④第三者割当増資による資金調達未達成」に記載のとおり、前第三者割当増資による払込金額が予定の1割程度にとどまったことから、当社が抱える課題を解決するために速やかに追加の増資を実施する必要が生じたこと、前第三者割当増資の割当予定先であったランキャピタル社が追加の出資に応じる意思を有していること、及び、上記「(1)募集の方法 (注)4. ⑤株主割当増資を実施する理由」に記載のとおり、株主割当による増資が株式の希薄化を回避できるものと考えられることから実施されるものであります。

また、前第三者割当増資における発行価格114円は、次の①に記載のとおり、直近の1株当たり純資産額を参考にした株価算定の結果を踏まえ決定されているものであり、加えて、②及び③に記載のとおり慎重な検討が重ねられたものであることから、本有価証券届出書提出日(平成29年5月2日)現在においても、当社の1株当たり株式価値から著しく逸脱することのない金額であるものと判断しております。

①前第三者割当増資における発行価格の決定に際しては、前事業年度(第68期)末日(平成28年3月31日)の1株当たり純資産額である126円35銭及び昨年(平成28年)9月末日現在の1株当たり純資産額である116円46銭を参考として、専門家(大澤・山崎公認会計士事務所)による株価算定(簿価純資産方式に基づく株主価値を算出)を受けた。当社は、同事務所から参考として算定された1株当たり株式価値(中央値)116円34銭、1株当たり株式価値(範囲)104円67銭～127円97銭を参考に、前第三者割当増資の割当予定先であったランキャピタル社との協議を踏まえ、平成29年2月13日開催の当社取締役会において発行価格を1株114円と決定した。

②当該発行価格については、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係を有する者に該当しない第三者である唐澤貴夫氏(弁護士)、前川晶氏(弁護士)及び大澤直也氏(公認会計士)の3名で構成する第三者委員会(ただし、大澤直也氏については、株価算定を行った当事者であることから、株価の相当性に関する第三者委員会としての意見表明の決定からは外れている。)から、発行価格が特に有利な金額での発行には該当しないという当社の判断には相当性があるとの意見を入手した。

③当社監査役会は、発行価格が有利発行規制に係る適法性を有しているとの意見を決議し、取締役会へ報告した。

以上の経緯及び判断を踏まえ、当社は、本株主割当増資の発行価格を、前第三者割当増資における1株当たりの発行価格と同一の114円と決定いたしました。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
リーディング証券株式会社 本店	東京都中央区新川1-8-8

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店	東京都中央区日本橋一丁目7番17号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
206, 229, 762	1, 472, 000	204, 757, 762

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書及び目論見書等の作成費用450千円、登録免許税等の必要費722千円、弁護士費用等300千円となっております。なお、当該発行諸費用の概算額は、振込状況に伴い変動するものが含まれており、その詳細な金額を現時点において把握することは不可能であるため、今後変更する可能性があります。
 3. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額および差引手取概算額は、失権株式が生じた場合には減少します。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額204,757,762円については、当社収支改善のため、全額運転資金(①債券売買益拡大のためプライベートバンキング業務及びリテール営業の外国債券販売に係る債券の仕入・保有資金の拡充資金として100百万円、②株式委託手数料増収のため、顧客の信用取引証拠金取引の自己融資資金として104百万円)に充当する予定です。

さらに、本株主割当増資の実施により純資産額が2億円増加することで純財産額も同じく増加し、最低純財産額(5億円)を上回る水準となり、元引受業務を安定的に継続することが可能となることから、プライマリー業務においても活発に業務推進を図って行く予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
債券売買益拡大のためプライベートバンキング業務及びリテール営業の外国債券販売に係る債券の仕入・保有資金の拡充	100	平成29年6月～
株式委託手数料増収のため、顧客の信用取引証拠金取引の自己融資資金	104	平成29年6月～

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第68期)及び半期報告書(第69期)(以下「本有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年5月2日)までの間において、生じた変更はありません。また、本有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年5月2日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第68期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年5月2日)までの間において、平成28年11月29日付で当社代表取締役の異動がありましたので、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、以下の内容の臨時報告書を提出しております。

(1) 異動にかかる代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

i) 新たに代表取締役社長になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
崔 榮仁 (昭和46年3月21日生)	代表取締役社長	—	平成28年11月29日	0株

ii) 代表取締役でなくなる者(辞任による代表取締役の退任)

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
宋 柄哲 (昭和39年3月3日生)	—	代表取締役社長	平成28年11月29日	0株

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要経歴

氏名	略歴	
崔 榮仁	平成9年1月 平成20年3月 平成28年1月 平成28年6月	株式会社ソロモン貯蓄銀行 企画チーム課長 アイエム投資証券株式会社 財務管理室理事待遇 コリアアセット投資証券株式会社 資金チーム理事 リーディング投資証券株式会社 経営支援本部長兼財務チーム長(現)

また、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第68期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年5月2日)までの間において、当社の親会社及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、以下の内容の臨時報告書を平成29年4月5日に提出しております。

(親会社の異動)

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

i) 新たに親会社となるもの

名称	株式会社ランキャピタルマネジメント
住所	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル21階
代表者の氏名	代表取締役 時 慧
資本金の額	金10万円
事業の内容	1. 有価証券の取得、投資、保有及び運用 2. 不動産の取得、所有、処分及び賃貸 3. 不動産売買、仲介、賃貸、管理及びその他不動産に関するコンサルタント業務 4. ホテル・レストランの経営 5. 前各号に付帯関連する一切の業務

ii)親会社でなくなったもの

名称	リーディングアジアホールディングスリミテッド
住所	Level 54, Hopewll Centre, 183 Queen's Road East, Hong Kong
代表者の氏名	代表取締役 崔 榮仁
資本金の額	USD 35, 281, 618
事業の内容	持株会社

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

i)新たに親会社となるもの

株式会社ランキャピタルマネジメント

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	一個	—%
異動後	37, 436個	88. 36%

ii)親会社でなくなったもの

リーディングアジアホールディングスリミテッド

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	34, 915個	82. 41%
異動後	一個	—%

- (注) 1. 「総株主等の議決権に対する割合」は、当社が平成28年12月20日に提出した第69期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の発行済株式総数(4, 238, 427株)から、同報告書に記載された平成28年9月30日現在の自己株式数(1, 540株)を控除した株式数(4, 236, 887株)に係る議決権の数(42, 368個)を分母として計算しています。
2. 当社は、平成29年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、株式会社ランキャピタルマネジメントを割当予定先とする第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)について決議しておりますが、異動後の「所有議決権の数」には、本第三者割当増資により株式会社ランキャピタルマネジメントが取得する当社株式(175, 440株)に係る議決権の数(1, 754個)は含まれておりません。
3. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、(注1)において計算した42, 368個を分母として計算しており、本第三者割当増資に係る議決権の数(1, 754個)は分母には含まれておりません。なお、本第三者割当増資後の株式会社ランキャピタルマネジメントの総株主等の議決権に対する割合(株式会社ランキャピタルマネジメントが本公開買付けにおいて取得することとなる当社株式(3, 743, 689株)に係る議決権の数(37, 436個)に、本第三者割当増資により株式会社ランキャピタルマネジメントが取得することとなる当社株式(175, 440株)に係る議決権の数(1, 754個)を加えた数を分子とし、(注1)において計算した42, 368個に本第三者割当増資に係る議決権の数1, 754個を加えた44, 122個を分母として算出される割合)は、88. 82%です。
4. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

i)異動の理由

株式会社ランキャピタルマネジメントは、平成29年2月14日から平成29年3月28日まで、公開買付けを実施し、リーディングアジアホールディングスリミテッドが所有していたすべての当社株式(3, 491, 593株)を含む3, 743, 689株を買い付けました。この結果、当社の総株主等の議決権に対する株式会社ランキャピタルマネジメントの所有する議決権の数の割合が50%を超えることとなるため、株式会社ランキャピタルマネジメントは、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。

ii)異動の年月日

平成29年3月30日

(主要株主の異動)

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

i) 新たに主要株主となるもの

株式会社ランキャピタルマネジメント

ii) 主要株主でなくなるもの

リーディングアジアホールディングスリミテッド

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

i) 株式会社ランキャピタルマネジメント

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	一個	—%
異動後	39,190個	88.82%

ii) リーディングアジアホールディングスリミテッド

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	34,915個	79.13%
異動後	一個	—%

- (注) 1. 株式会社ランキャピタルマネジメントの所有議決権の数(39,190個)は、同社が本公開買付けにおいて取得した当社株式(3,743,689株)に係る議決権の数(37,436個)に本第三者割当増資により同社が取得した当社株式(175,400株)に係る議決権の数(1,754個)を加えた数を記載しております。
2. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、平成28年12月20日に提出した第69期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数(42,363個)から、同報告書に記載された平成28年9月30日現在の自己株式数(1,540株)を控除した株式数(4,236,887株)に係る議決権の数(42,368個)に、本第三者割当増資により発行した新株式(175,400株)に係る議決権の数(1,754個)を加えた数(44,122個)を分母として計算しております。
3. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動年月日

平成29年3月30日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,778,124,560円

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 普通株式 4,413,827株

3. 後記「第四部 組込情報」に記載の半期報告書(第69期)の提出日(平成28年12月20日)以降、本有価証券届出書提出日(平成29年5月2日)までの間に、平成29年3月30日付で第三者割当の方法により新株式175,400株を発行したことから、資本金は9,997,800円増加して1,778,124,560円となりました。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第68期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長へ提出
半期報告書	事業年度 (第69期)	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	平成28年12月20日 関東財務局長へ提出

なお、上記書類は、法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月22日

リーディング証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 まほろば

指定社員 公認会計士 土屋 洋 泰 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井尾 仁 志 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーディング証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーディング証券株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において重要な当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は診療報酬債権等流動化債券及び病院不動産流動化債券の勧誘等に関し、平成28年6月14日付けで、関東財務局長より業務改善命令の行政処分を受けている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月22日

リーディング証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 まほろば

指定社員 公認会計士 土屋 洋 泰 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井 尾 仁 志 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーディング証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーディング証券株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において重要な当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表及びその附属明細書には反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は診療報酬債権等流動化債券及び病院不動産流動化債券の勧誘等に関し、平成28年6月14日付けで、関東財務局長より業務改善命令の行政処分を受けている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月15日

リーディング証券株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば

指定社員 公認会計士 土 屋 洋 泰 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井 尾 仁 志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーディング証券株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、リーディング証券株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日を持って終了する中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において重要な当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月15日

リーディング証券株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば

指定社員 公認会計士 土 屋 洋 泰 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井 尾 仁 志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーディング証券株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、リーディング証券株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日を持って終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において重要な当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出
会社)が別途保管しております。
- 2 X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。